

■ 農用地区域への大店舗進出計画への対応（長崎県・佐世保市）

農用地区域内の水田へのショッピングセンターの出店計画に対し、当該農地 20 ha を農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行い大規模稻作経営を行っている農事組合法人は反対、また地元商店街も反対。こうした状況のなかで、農業委員会は農地部会において反対の意思決定。また佐世保市当局も定例議会の場で、「農業振興の立場から農用地区域の除外は難しいと判断している」と答弁。

全国農業会議所
事務局長 高橋 譲 様

突然、臺中をもって御挨拶申し上げることをお詫び致します。

私は長崎県佐世保市で農事組合法人を経営する辻茂樹と申します。

現在農業振興地域にて 20 ha を利用権設定し経営していますが今回、別紙記事にある通り当組合経営農地 1.5 ha で大型店進出計画が浮上してまいりました。当初、整備済の農地でこのような計画が実現するなど思いもしませんでしたが計画を進める企業は法律を熟知し整備後 8 年経過することを念頭に地権者に打診。地権者側も合意し実現に向けて動きだしました。今後も継続して当組合を維持したい私の思いに追い打ちをかけるように利用権の更新が迫ります。

さて、今回の計画に対して市（農業委員会も含めて）の対応が気になりますが、お尋ねすると過去にも前例のない農地転用は許可するに困難との回答をいただきました。

しかし、行政の意向を知りながらも計画は水面下で進行し申請書提出より先に企業側、地権者側間で仮契約まで済ませています。

これまでの動きでは今後どう展開するかまったく予測できませんが、もし計画が実現することになれば利用権を失うであろう私は泣き寝入りするしかないのでしょうか？借り手側の権利は残されていないのでしょうか？また、頼みの農業委員会は申請があれば農転不許可で決めていただいているが、ただ上（国）からの決定には無力との懸念される声も耳にしました。これは事実ですか？いずれにしても今回の計画が実現した場合、農地法で守られてきた優良農地の確保が保証されるのか？農業者には無視できません。どうか御指導いただきますよう宜しくお願ひ致します。尚、お手数かと存じますが御回答は文書をもって頂戴いただければ幸いです。

佐世保市
農事組合法人相浦生産組合
代表理事



浦外・相浦除地保世用佐農

イオングループが申請

大型商業施設の出店計画

【佐世保】佐世保市相浦地区に大型商業施設の出店を計画しているイオングループ(本社福岡市)は二十日、出店予定地の開発を制限している「市農業振興地域整備計画」を変更するよう市に申請した。

出店予定地は、同計画に盛り込まれた農用地と定められていたため、出店に

農業振興地域整備計画」を変更するよう市に申請した。
出店予定地は、同計画に盛り込まれた農用地と定められていたため、出店に農業振興団体などに意見は市に農用地除外申請(見附取した上で、地域へ許可を求める)がされ

賛否両派の板挟み

土地転用判断迫られる市

【佐世保】イオングループの佐世保市相浦地区への

大型商業施設の出店をめぐっては、農業の声が交錯しており、土地転用に賛成する市は難しい判断を避けた。出店予定地には、国が

一九九七年までに約二十一億円(うち市三億五千円)を認めた。建設した三十四万平方メートルの水田が広がる。大型機械で効率的に耕作できる市内でも数少ない優良

耕地だが、開発規模はこの

約を継続。一方、地権者の大半は既に土地販売契約を締結。十三

の七割を占める。出店が、農業者にとって生産性を失うだけなら、土地転用の前例となる懸念があり、市農業委員会は五月、計画反対を決議。ジャスコ大塔店といっただけだ。ある地権者は、「後繼者不足の問題などを抱える農地のままでは授業、安定した収入を得る保証はない」と語る。

出店予定地には、国が一九九七年までに約二十一億円(うち市三億五千円)を認めた。建設した三十四万平方メートルの水田が広がる。大型機械で効率的に耕作できる市内でも数少ない優良耕地だが、開発規模はこの約を継続。一方、地権者の大半は既に土地販売契約を締結。十三

日、市役所を訪れ、地権者が運営するジャスコ大塔店(同市大塔町)の約二百四戸のうち九十八戸の同意書を添えて申請書を提出した。同社が市に伝えた開発計画によると、既立大(同市川下町)前の約二十四万八千平方㍍の敷地に、ショッピングセンターなどを整備。店舗規模は同様となる。

同社の担当者らが同社が市に伝えた開発計画によると、既立大(同市川下町)前の約二十四万八千平方㍍の敷地に、ショッピングセンターなどを整備。店舗規模は同様となる。

同社の担当者らが同

社が運営するジャスコ大

塔店(同市大塔町)の約二

五倍)以上り、九州最大規

模となる。